

食安監発0619第1号
平成24年6月19日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長
(公 印 省 略)

米国から輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成24年6月1日付け食安監発0601第1号医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）により、タイソン社ホルコム工場（施設番号278）から出荷された貨物について輸入手続きを保留するよう通知したところです。

今般、本事例に関して、米国農務省から改善措置が終了したとの報告があり、当該施設から出荷された牛肉等の輸入手続きを再開することとしましたので、検疫所における現場検査の結果等に問題がない場合には、輸入届出済証を交付するようお願いいたします。

また、当該施設において処理される牛肉等のうち、平成24年5月23日及び24日に製造された舌製品については、全箱について、輸入者による当該貨物の内容確認及び当該貨物の衛生証明書との同一性の確認を行い、その結果を報告するよう指導願います。

なお、その他の貨物（上記製造日以外に製造された舌製品を含む。）については、従来通り、平成19年6月13日付け食安監発第0613001号に基づいて取り扱うこととします。